

日本年金機構評価部会（仮称）
の設置について（案）

日本年金機構評価部会（仮称）の設置について （案）

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

日本年金機構法（平成19年法律第109号）に基づき、平成22年1月、社会保険庁は廃止され、政府管掌年金事業の一連の運営業務を担う新たな非公務員型の組織として、日本年金機構が設立される。

日本年金機構法においては、厚生労働大臣は、機構の中期目標を策定する場合や業務実績の評価を行う場合などには、社会保障審議会に諮問しなければならないこととされている。

このため、社会保障審議会に、こうした機構の業務運営のあり方についてご審議いただく専門の部会を設置する。

2. 当面のスケジュール

本年秋頃に発足予定。

日本年金機構法に基づく機構の業務運営のあり方（中期目標、実績評価等）について、必要な事項を順次議論。

社会保障審議会への諮問関係参照条文

○ 日本年金機構法（平成１９年法律第１０９号）（抄）

（社会保障審議会への諮問）

第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。
- 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。

（中期目標）

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）
- 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 （略）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十七条 （略）

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 （略）

（業務改善命令）

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 （略）

（社会保障審議会への諮問等）

附則第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。